

議員案第1号

矢板市議会委員会条例の一部改正について

矢板市議会委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年12月8日

提出者	矢板市議会議員	佐 貫 薫
賛成者	〃	神 谷 靖
〃	〃	中 里 理 香
〃	〃	高 瀬 由 子
〃	〃	宮 本 妙 子
〃	〃	中 村 久 信

矢板市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市議会委員会条例（昭和42年矢板市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経済建設文教常任委員会 8人</p> <p><u>経済部、建設部</u>、教育委員会、上下水道事務所及び農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経済建設文教常任委員会 8人</p> <p><u>経済建設部</u>、教育委員会、上下水道事務所及び農業委員会の所管に属する事項</p>

第2条 矢板市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

総合政策部、総務部、市民生活部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 教育福祉産業常任委員会 7人

健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、上下水道事務所及び農業委員会の所管に属する事項

(3) 予算決算常任委員会 15人

予算及び決算に関する事項

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務厚生常任委員会 8人

総合政策部、総務部、健康福祉部、市民生活部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 経済建設文教常任委員会 8人

経済部、建設部、教育委員会、上下水道事務所及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は同月30日から施行する。